

地域における市民サービスの在り方検討会設置要綱

(設置目的)

第1条 地域における市民サービスの在り方を整理し、窓口サービスの効果・効率的な提供手法及び適正な執行体制等について検討するため「地域における市民サービスの在り方検討会」(以下「検討会」という。)を設置する。

(所管事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について協議検討する。

- (1) 地域における市民サービスの在り方に関する事項
- (2) 地域における市民サービスの在り方の提供手法に関する事項
- (3) 地域における市民サービスの在り方の執行体制に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要な事項

(組織)

第3条 検討会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 検討会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、総合経営部長とし、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、検討会を総括する。
- 4 会長は、必要と認めたときは関係職員の出席を求めることができる。
- 5 副会長は、会長の職務を補佐し、会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 部長級会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 課長級会議は、会長が招集し、企画調整担当課長が議長となる。

(分科会)

第6条 必要に応じ、検討会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会は、検討会から付託された事項について、調査、検討等を行う。
- 3 分科会は、検討会が指定する者をもって構成する。
- 4 分科会は、会長が招集し、会長から指名を受けた課長職が進行する。
- 5 会長は、分科会において検討した事項を検討会に報告する。

(事務局)

第7条 検討会及び分科会の事務局は、総合経営部経営計画課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年(2022年)8月4日から施行する。

この要綱は、令和5年(2023年)4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年(2023年)8月14日から施行する。

この要綱は、令和5年(2023年)12月13日から施行する。

この要綱は、令和6年(2024年)4月1日から施行する。

別表

部長級会議	課長級会議
総合経営部長 地域づくり担当部長	企画調整担当課長 地域づくり担当課長
市民活動推進部長	協働推進課長
契約資産部長	資産管理課長
生活安全部長	防災課長
市民部長	市民総務課長 市民課長 八王子駅南口総合事務所長 元八王子地域事務所長
福祉部長 生活福祉担当部長	福祉政策課長 高齢者福祉課長 介護保険課長 障害者福祉課長 生活自立支援課長
健康医療部長	保険年金課長 大横保健福祉センター館長
子ども家庭部長	子ども家庭支援センター館長